

社会福祉連携推進法人の概要について

愛知県福祉局福祉部
福祉総務課監査指導室

目次

- 1 .社会福祉連携推進法人制度創設の背景
- 2 .社会福祉連携推進法人制度について
- 3 .社会福祉連携推進法人の設立の流れ

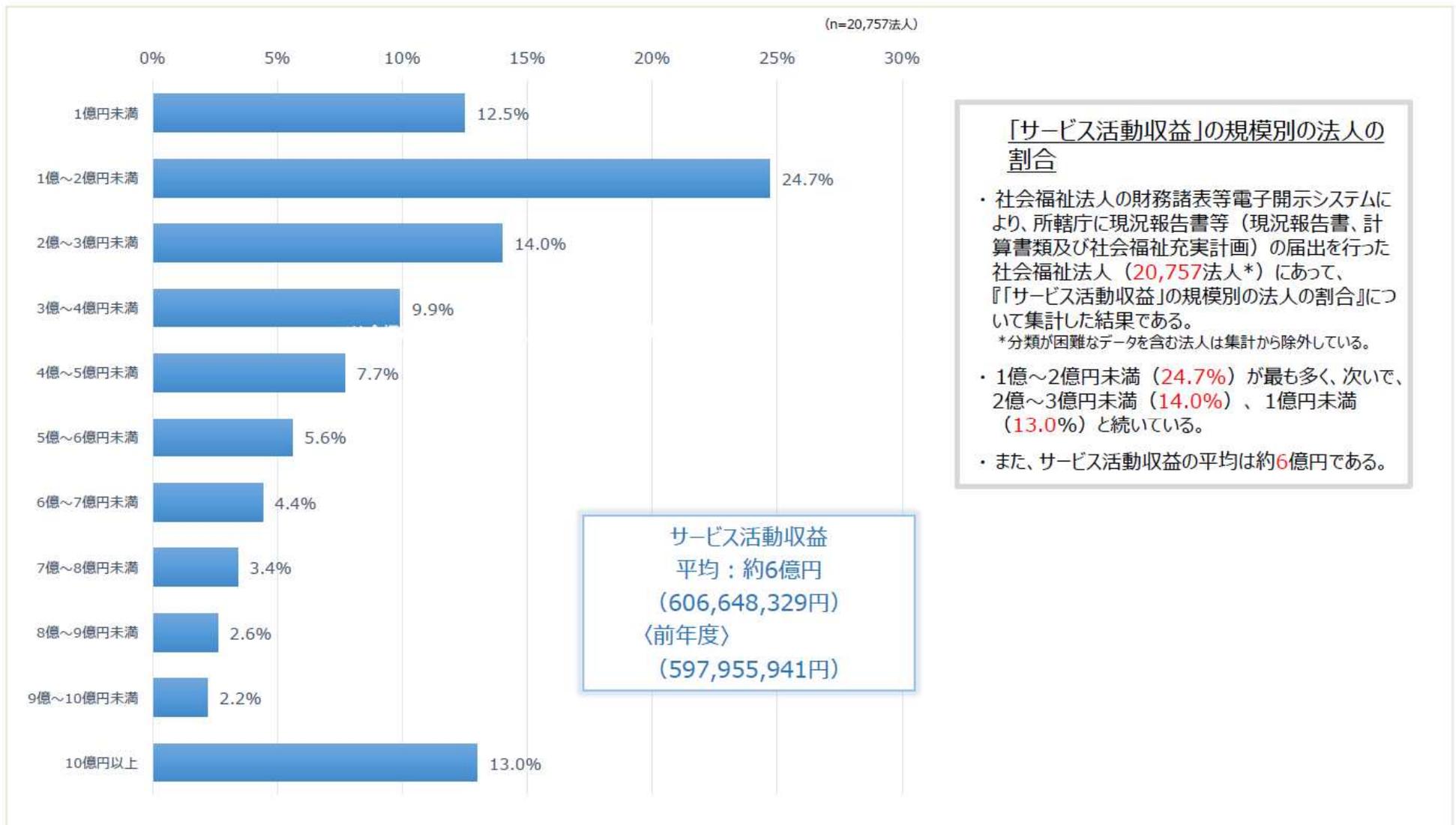
1 .社会福祉連携推進法人制度創設の背景

○社会福祉法人の数は、多少鈍化はしているもの、引き続き、増加している。
(令和4年度→令和5年度：5件増)



※出典：厚生労働省福祉行政報告例（国所管は福祉基盤課調べ）

「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



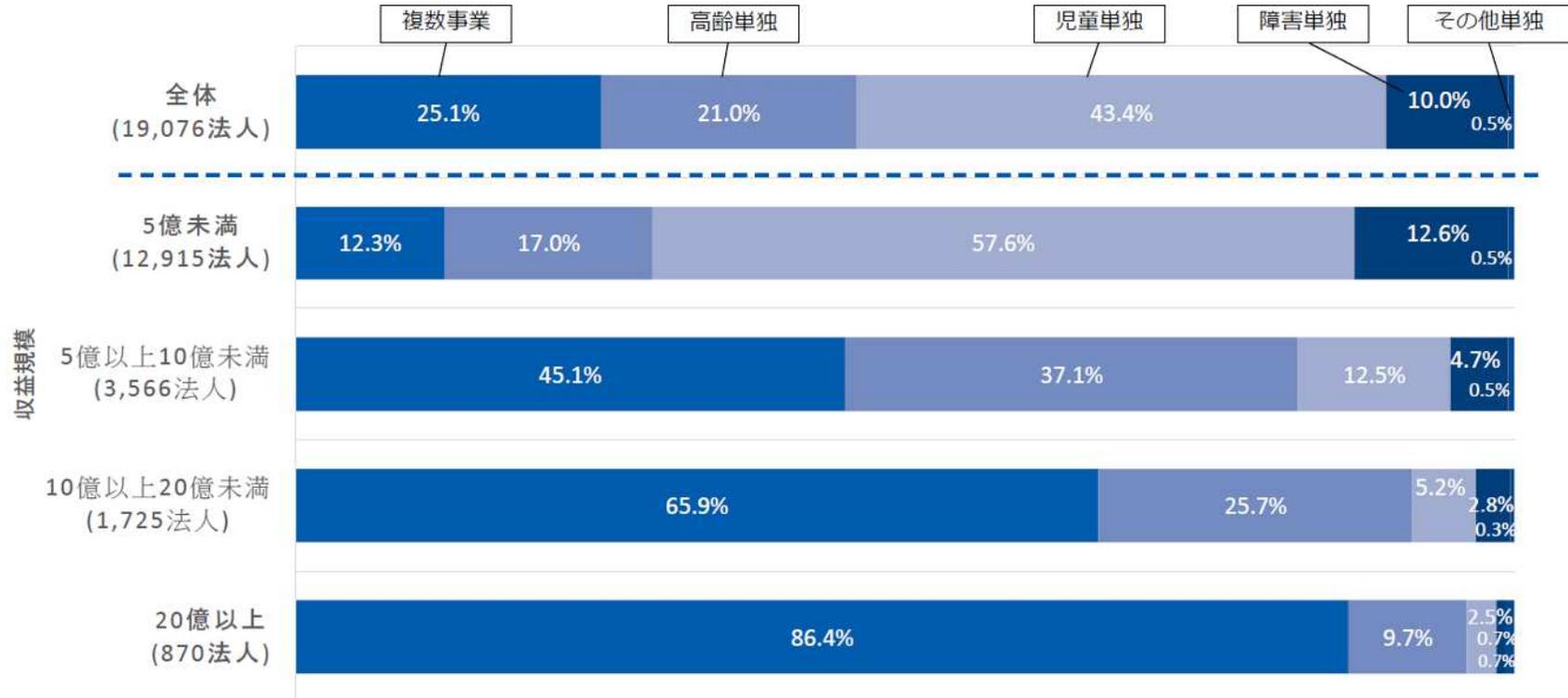
※社会福祉法人電子開示システム（現況報告書（令和6年4月1日現在）等）データに基づく

社会福祉法人の事業展開

- ✓ 社会福祉法人の事業分野については、収益規模が5億未満の場合は約88%が単独事業分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、約86%が複数の事業分野を実施している。
- ✓ 収益規模が5億未満の社会福祉法人について、児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。

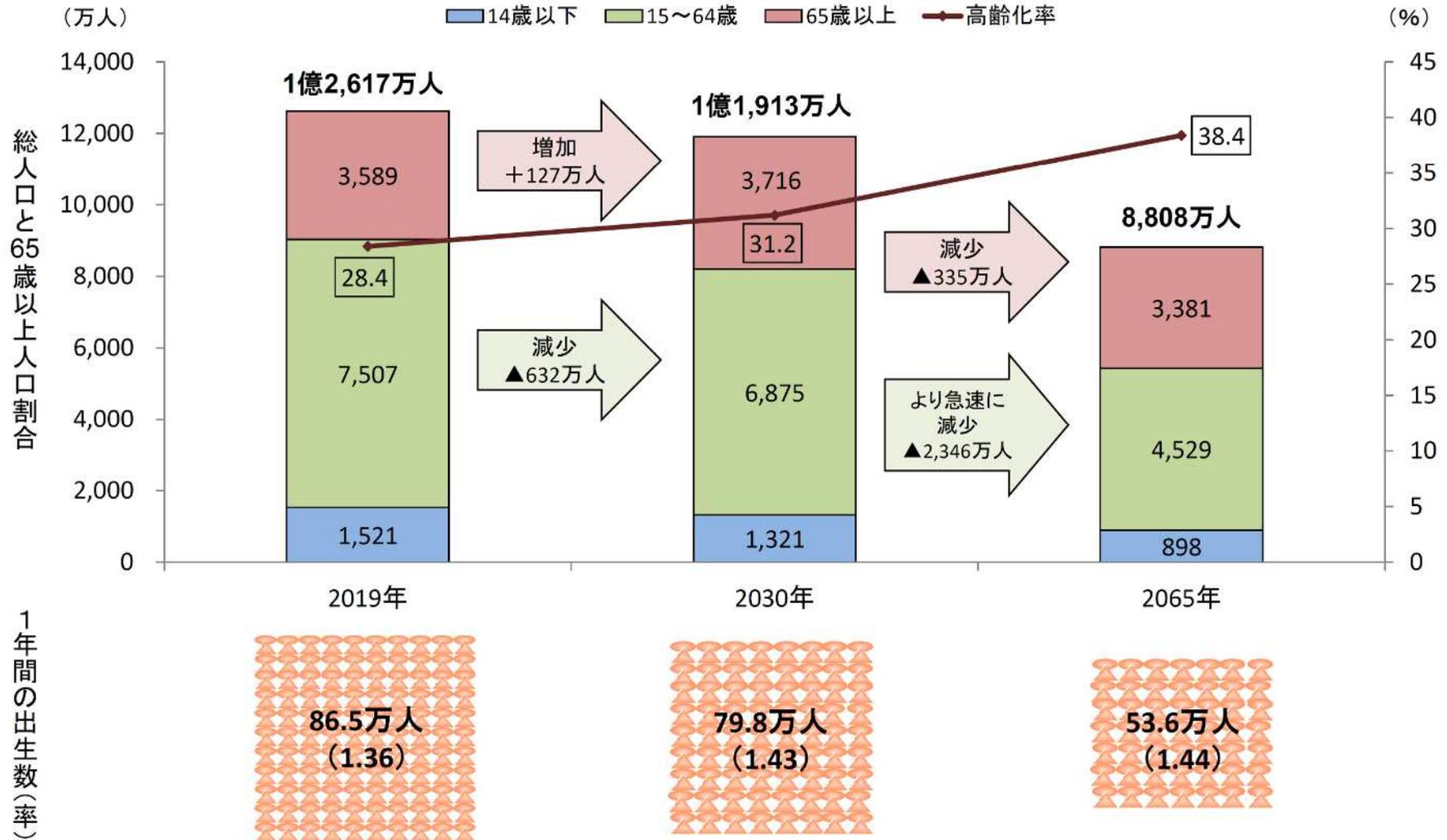
【収益規模別、社会福祉事業分野別の社会福祉法人の割合】

※各法人が実施している社会福祉事業について、高齢、児童、障害、その他の4分野に分けて集計（複数の分野を実施している場合は、「複数事業」として分類）



※令和6年4月1日時点の現況報告書（福祉医療機構現況報告書開示システムより、厚生労働省福祉基盤課にて集計）
 ※社会福祉協議会、一部データに不備のある法人を除く。

今後の人口構造の急速な変化



(出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

社会福祉法人の法人合併の現状

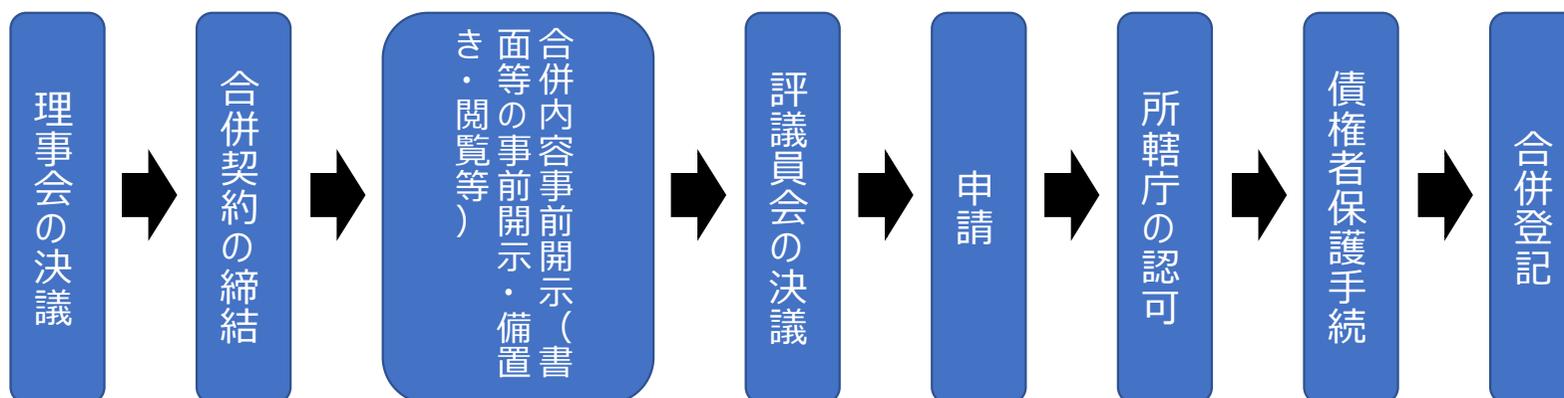
○社会福祉法人の合併認可件数は、年間10～20件程度で推移している。

合併認可件数(年度別)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5
件数	16	6	14	9	22	10	12	20	13	17	15	22

※出典：福祉行政報告例。ただし、社会福祉協議会・共同募金会・社会福祉事業団の件数を除く。

○社会福祉法人の法令上の合併の手続き

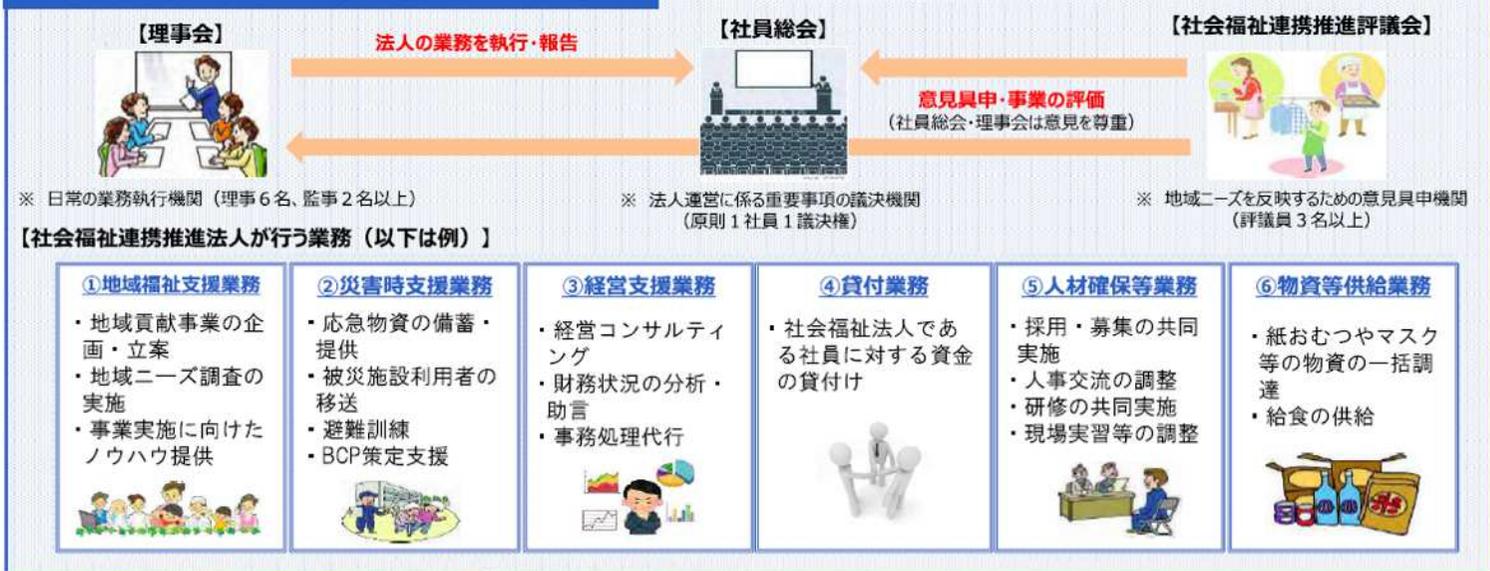


2.社会福祉連携推進法人制度について

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。**(令和4年4月1日施行)**
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ **社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）



認定・指導監督

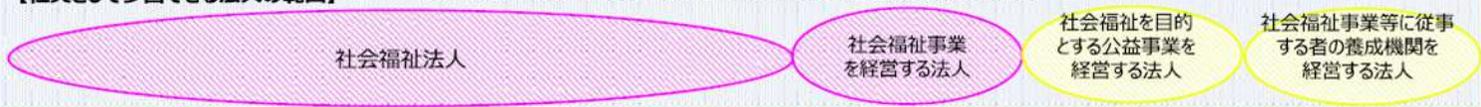
認定所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】

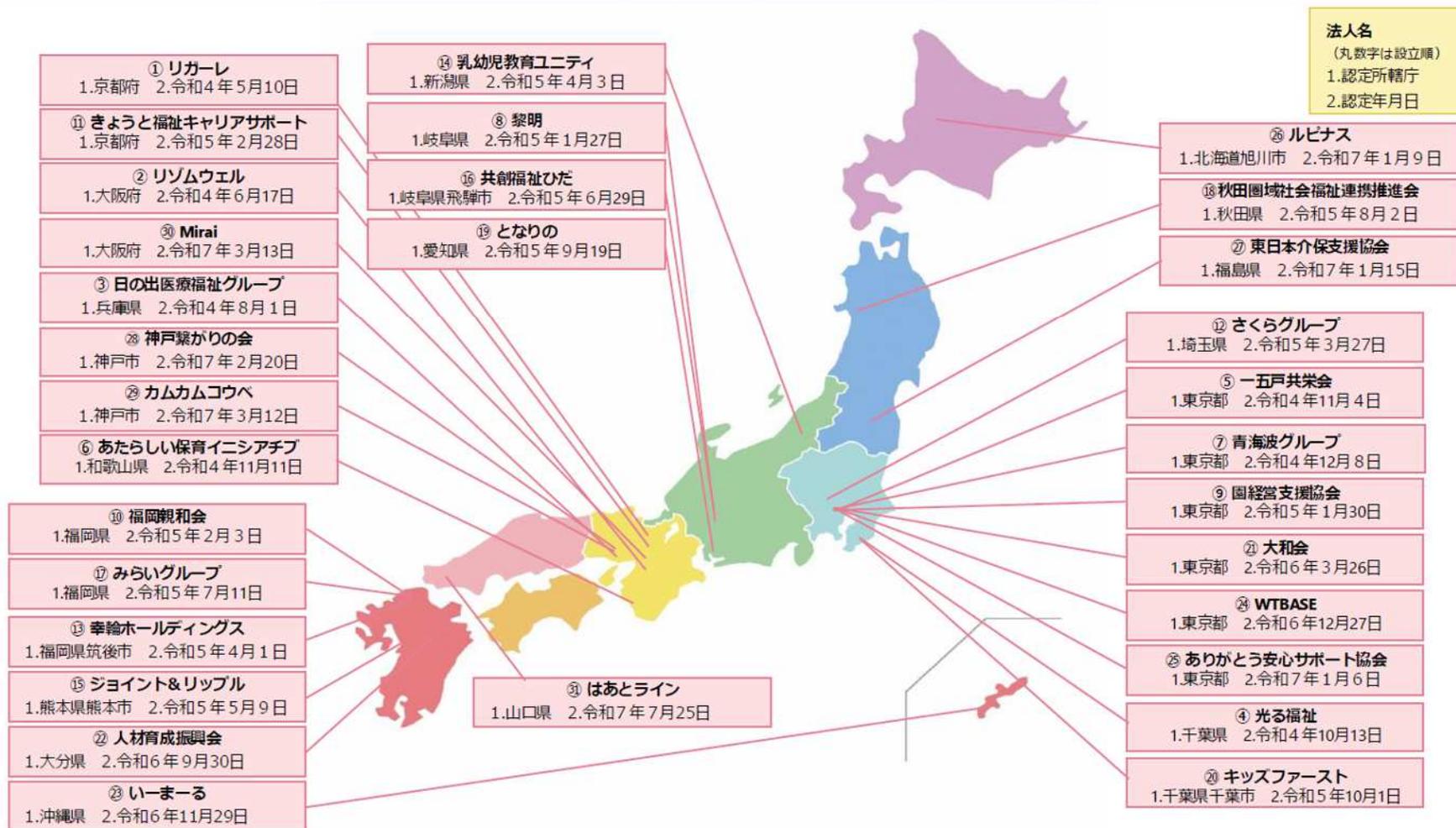
※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要



社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和7年7月末現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**31法人**※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載

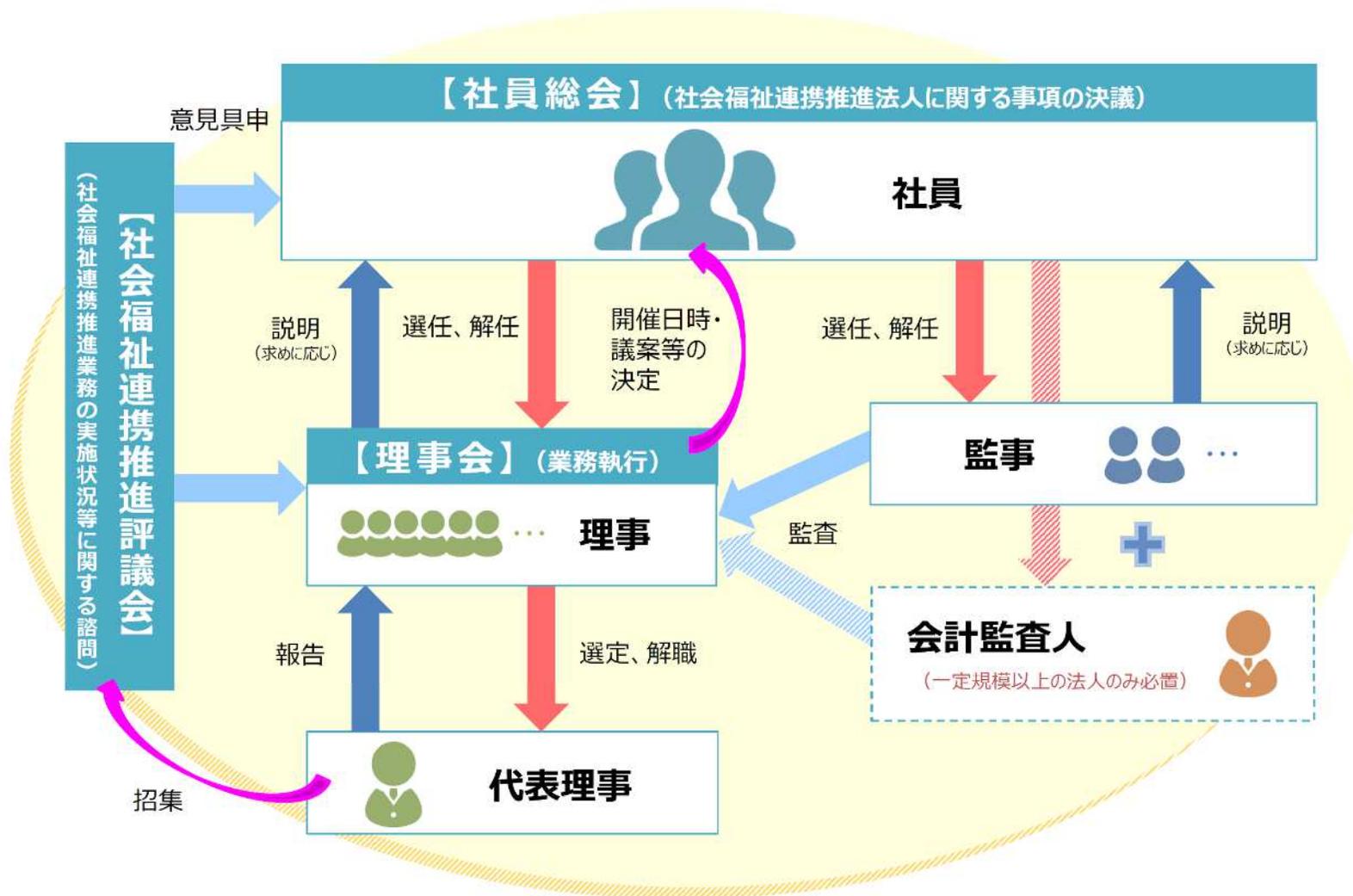


社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較

		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。 	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定（都道府県、市町村）	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
社会福祉連携推進法人		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ➢ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ➢ 社会福祉事業を行うことは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ➢ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重(連携法人から貸付を受けた法人については、社員総会における全員一致の決議を必要とすることが望ましい) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 限定なし(活動区域は指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
(法人レベル) 合併 (施設レベル) 事業譲渡		<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更につながるため合意形成に時間を要する。(合併は年間10件程度) 	(合併) ・社会福祉法人(事業譲渡) ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による



社会福祉連携推進法人の法人ガバナンスルールの全体像



社会福祉連携推進法人における法人ガバナンスルールの概要

	社員総会 (社員)	代表理事	理事会 (理事)	監事・会計監査人		社会福祉連携推進 評議会
位置付け	法人運営に係る重要事項の 議決機関	法人の代表、業務の執行 機関	業務執行の決定、理事の 職務執行の監督機関	理事の職務執行の監査機関		社会福祉連携推進業務の実 施状況等に関する意見具申・ 評価機関
構成員の 資格	社員（法人）	理事	社会福祉連携推進業務に ついて識見を有する者 等	財務管理について識見を有 する者 等	・公認会計士 ・監査法人	・社会福祉連携推進区域の 福祉の状況の声を反映でき る者を必ず入れる ・業務に応じて、福祉サービス 利用者団体、経営者団体、 学識有識者等から構成
任期	/	2年	2年	2年	1年 (社員総会で別段の決議が ない場合自動再任)	4年
構成員の 員数	2以上	1名	6名以上	2名以上	1名以上	定款で定める員数 (3名以上)
理事との 兼務	/	/	/	不可 (一社法第65条第2項)	不可 (会計士法第24条第1項)	不可
親族等特殊 関係者の 制限等	/	/	・各理事の親族等の特殊関 係者が3人以内であること ・上記の合計数が理事総数 の1/3を超えていないこと ・同一法人からの理事が理事 の総数の1/3（社員数 が2の場合は1/2）を 超えないこと	各役員の子親族等特殊関係 者が含まれていないこと	・理事・監事から公認会計 士等の業務以外の業務に より継続的な報酬を受けて いる者又はその配偶者等 でないこと ・監査法人でその社員の半 数以上が上記に該当してい ないこと	/
構成員の 選任方法	/	理事の互選又は社員総会 の決議	社員総会	社員総会	社員総会	理事会で人選し、社員総会 で承認
議決（意見 聴取）事項	・社員の除名 ・理事、監事、会計監査人の 選任、解任 ・利益相反取引 ・役員報酬基準の承認 ・定款変更 ・計算書類の承認 等	/	・社員総会の日時、場所、 議題、議案 ・代表理事の選定・解職 ・重要な財産の処分、譲受 け ・計算書類の承認 等	/	/	・事業計画 ・社会福祉連携推進評議 会の構成員の定数変更 等
その他	・社員の過半数は社会福祉 法人 ・議決権の過半数は社会福 祉法人	理事会又は社員総会の決 議で解任可 (一社法第70条第1項、 第90条第3項)	社員総会の決議で解任可 (一社法第70条第1項)	社員総会の決議で解任可 (一社法第70条第1項)	会計監査人については、収 益30億円又は負債60億 円超の場合に必置	意見具申の内容及び理事 会が諮問を行った場合、議 事を社員総会に報告

連携推進法人の業務運営

その他業務から得られた収益は社会福祉連携推進業務に充当

○ 会費等により、業務を実施。

社会福祉連携推進業務

その他業務

※ 社員以外に対する役務の提供や、広く社会一般を対象とした調査研究・出版等の事業が考えられる。

○ 会費等により、理事会、社員総会等を運営。

※ 関係者に対する特別の利益供与は禁止。
(社会福祉法第132条②)

(理事会)



(社員総会)



(社会福祉連携
推進評議会)



【連携推進法人】

○ 社員から会費等を徴収。

※ 会費等の使途及び金額は社員総会において決議が必要。

入会金

※ 連携法人立ち上げ費用等

会費

※ 法人の事務局運営費用等

委託費

※ 特定の事業の運営費用等

○ 会費等により、事務職員や事務室を確保。

※ 社員の法人の事業に支障のない範囲で兼務・共用可。



会費等の支払義務 (一般法人法第27条)

社員A

社員B

社員C

連携推進法人の社員である
旨を明示
(社会福祉法第133条)

社会福祉連携推進業務の実施、会計処理、役員報酬等基準の策定、計算書類等の作成、備置き・閲覧、情報公表等

社会福祉連携推進法人の作成書類

書類		作成	備置き・閲覧	毎会計年度の届出	公表	備考
定款		○ (一般法人法10)	○ (一般法人法14+法34の2)	×	○ (法59の2)	※ 定款変更の都度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第1号)
社会福祉連携推進方針		○ (法126)	○ (認定通知)	×	○ (認定通知)	※ 連携推進方針変更の都度、公表
貸借対照表		○ (一般法人法123)	○ (一般法人法129+法45の32)	○ (法59)	○ (法59の2)	※ 毎会計年度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第3号)
損益計算書		○ (一般法人法123)	○ (一般法人法129+法45の32)	○ (法59)	○ (法59の2)	※ 毎会計年度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第3号)
事業報告		○ (一般法人法123)	○ (一般法人法129+法45の32)	○ (法59)	×	
附属明細書		○ (一般法人法123)	○ (一般法人法129+法45の32)	○ (法59)	×	
監査報告		○ (一般法人法99)	○ (一般法人法129+法45の32)	○ (法59)	×	
財産目録		○ (法45の34)	○ (法45の34)	○ (法59)	×	
役員等名簿		○ (法45の34)	○ (法45の34)	○ (法59)	○ (法59の2)	※ 毎会計年度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第3号)
社員名簿		○ (一般法人法31)	○ (一般法人法32)	×	×	※ 住所情報を除く、社員の一覧等については、事業の概要等の項目に位置付け、公表。
役員報酬等基準		○ (法45の34)	○ (法45の34)	○ (法59)	○ (法59の2)	※ 社員総会の承認を受ける都度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第2号)
事業の概要等	現況報告書	○ (法45の34)	○ (法45の34)	○ (法59)	○ (法59の2)	※ 毎会計年度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第3号)
	社会福祉連携推進評議会による業務の評価結果	○ (法127+認定通知)	○ (法45の34)	○ (法59)	○ (法136)	※ 毎会計年度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第3号)
	事業計画	△ (定款上定めがある場合のみ)	○ (法45の34)	○ (法59)	×	※ 備置き・閲覧、届出は、定款上、作成の定めがある場合のみ必要

※ 「一般法人法○」は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」における根拠規定を、「法○」は、「社会福祉法」における根拠規定を示す。

※ 定款及び社会福祉連携推進方針については、その変更にあたって所轄庁の認可等が必要(第139条・第140条)であることから、毎会計年度の届出は不要。

連携推進法人の行う業務①

	社会福祉連携推進業務			
	①地域福祉支援業務	②災害時支援業務	③経営支援業務	④貸付業務
内容	地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援	災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援	社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援	資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援
業務の要件	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉の推進に係る取組であること ② 当該取組を社員が共同して行うものであること ③ 当該取組を連携推進法人が支援するものであること 	<ol style="list-style-type: none"> ① 災害が発生した場合において、社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組であること ② 当該取組を社員が共同して行うものであること ③ 当該取組を連携推進法人が支援すること 	<ol style="list-style-type: none"> ① 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図る取組であること ② 当該取組を連携推進法人が支援するものであること 	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉法人である社員に対する貸付けであること ② 当該貸付けに係る原資は、貸付けを受ける社員以外の社会福祉法人である社員から連携推進法人に対して貸付けを受けたものであること
業務の着眼点	いわゆる「地域における公益的な取組」を含め、社員が行う地域福祉に関する取組の促進に資する業務	災害時において、社員が提供する福祉サービスに係る事業継続性の確保や相互支援体制の整備などに資する業務	社員の経営の適正化又は効率化などに資する業務	社会福祉事業の継続に最低限必要と認められる経費であって、社会福祉事業の安定的な運営に必要な施設・設備の改修や職員の人件費等に係る経費の貸付け
業務例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施 ・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供 ・ 取組の実施状況の把握・分析 ・ 地域住民に対する取組の周知・広報 ・ 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整 ・ 社員の経営する施設又は事業所の利用者であって、判断能力が不十分なもの等に対する法人後見 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時支援ニーズの事前把握 ・ いわゆる業務継続計画の策定や避難訓練の実施 ・ 被災した社員の経営する施設等に対する被害状況調査の実施 ・ 被災施設等に対する応急的な物資の備蓄・提供 ・ 被災施設等の利用者の他施設への移送の調整 ・ 被災施設等で不足する人材の応援派遣の調整 ・ 地方公共団体との連絡・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施 ・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施 ・ 社員の財務状況の分析・助言 ・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援 ・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行 ・ 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務に限る。） 	/

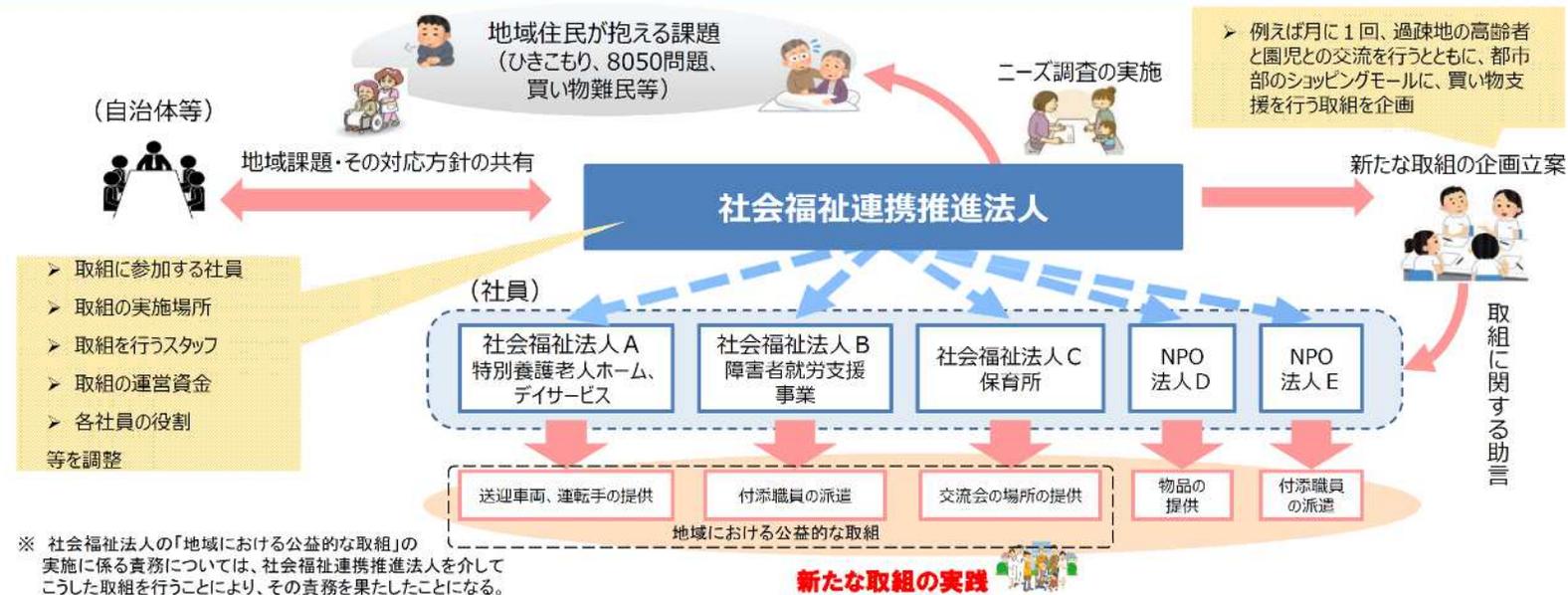
連携推進法人の行う業務②

	社会福祉連携推進業務		その他業務
	⑤人材確保等業務	⑥物資等供給業務	
内容	社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修	社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給	社会福祉連携推進業務以外の業務であって、社会福祉連携推進業務に関連するもの (例：社員以外に社会福祉連携推進業務と同様の役務を提供する場合や、広く社会一般を対象とした調査研究・出版等の業務を行う場合等)
業務の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援 <li style="text-align: center;">or ・ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の資質の向上を図るための研修 	<ol style="list-style-type: none"> ① 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資であること ② 当該設備又は物資を連携推進法人が供給すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他業務を行う場合は以下の要件を満たすことが必要。 ① その他業務の事業規模が連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること ② その他業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること ③ 社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと
業務の着眼点	社員が提供する福祉サービスの従事者の確保、その職場への定着、資質の向上などに資する業務	社員の物資調達に係る費用の効率化、事務負担の軽減などに資する業務	
業務例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員合同での採用募集 ・ 出向等社員間の人事交流の調整 ・ 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整 ・ 社員の施設等における職場体験、現場実習等の調整 ・ 社員合同での研修の実施 ・ 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（経営支援業務である介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達 ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達 ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達 ・ 社員の施設等で提供される給食の供給 	

① 地域福祉支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同で行うための支援」は、

- ・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施
- ・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供
- ・ 取組の実施状況の把握・分析
- ・ 地域住民に対する取組の周知・広報
- ・ 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整等の業務が該当する。



社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる

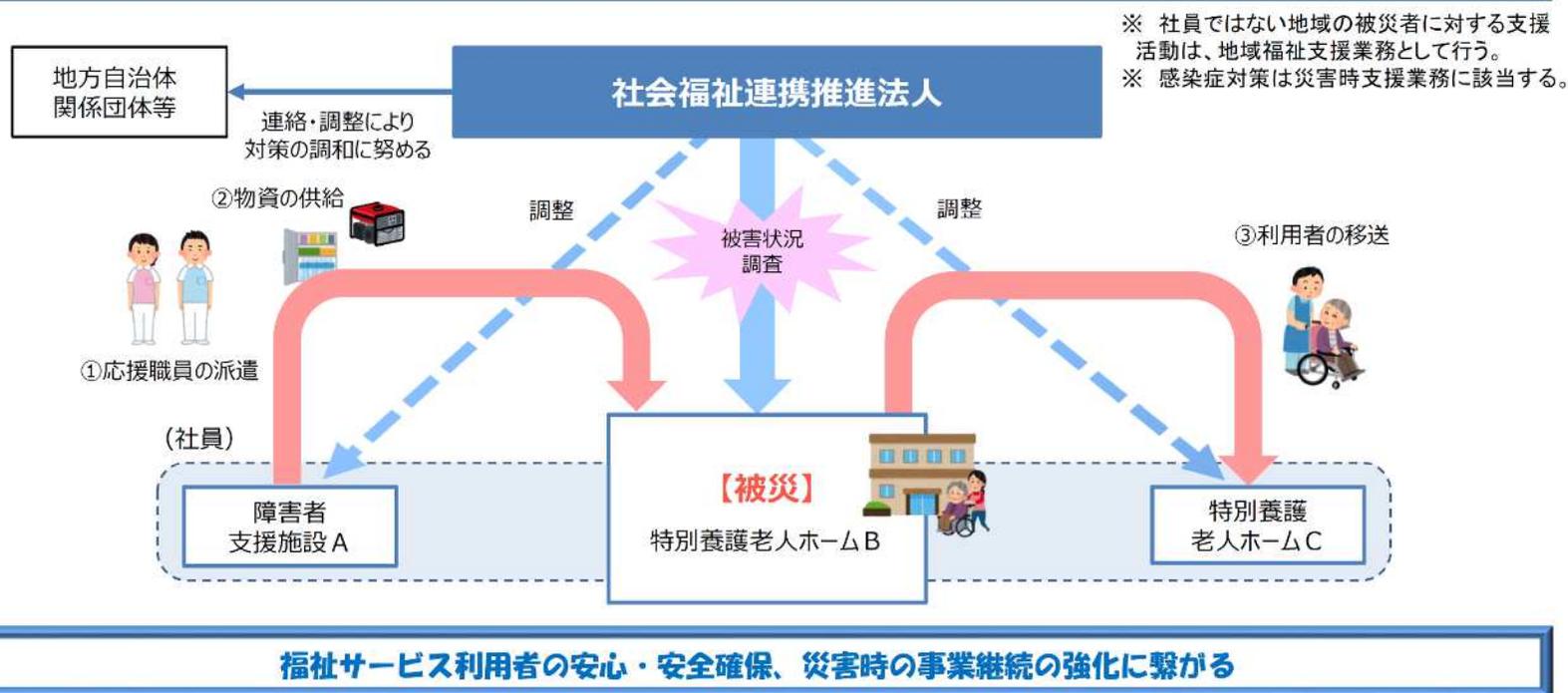
- ※ 地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社会福祉連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、制度として確立され、定型化・定着している社会福祉事業を除き、社会福祉関係の福祉サービスを行う場合については、以下の要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当することとする。
- ア 社会福祉連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること
 - イ 社会福祉連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、社会福祉連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援にあたること
- ※ 上記に該当する場合であっても、社員である法人の経営に影響を及ぼすことのないよう、社会福祉連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しないものとする。

② 災害時支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援」は、

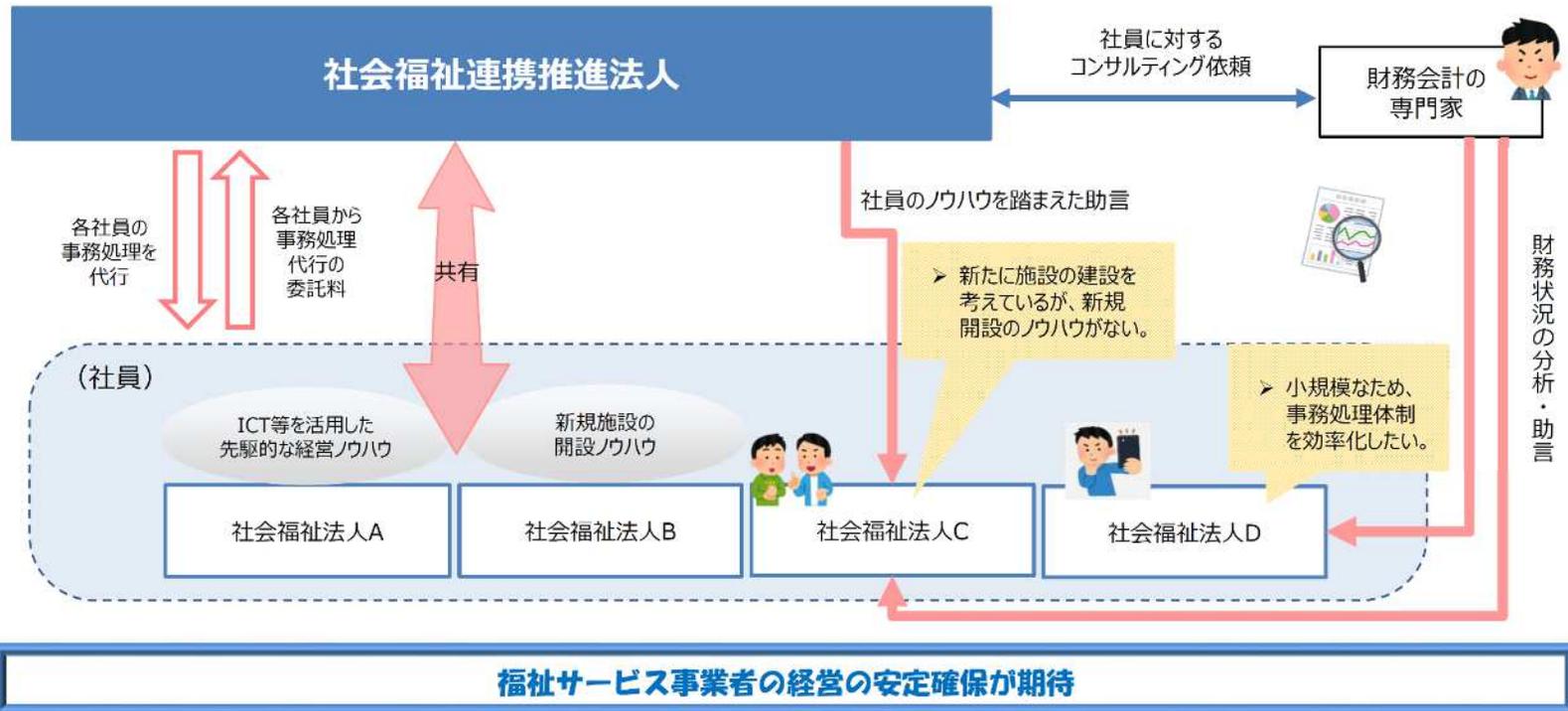
- ・ ニーズの事前把握
- ・ BCPの策定や避難訓練の実施
- ・ 被災施設に対する被害状況調査の実施
- ・ 被災施設に対する応急的な物資の備蓄・提供
- ・ 被災施設の利用者の他施設への移送の調整
- ・ 被災施設で不足する人材の応援派遣の調整
- ・ 地方自治体との連絡・調整

等の業務(※)が該当する。

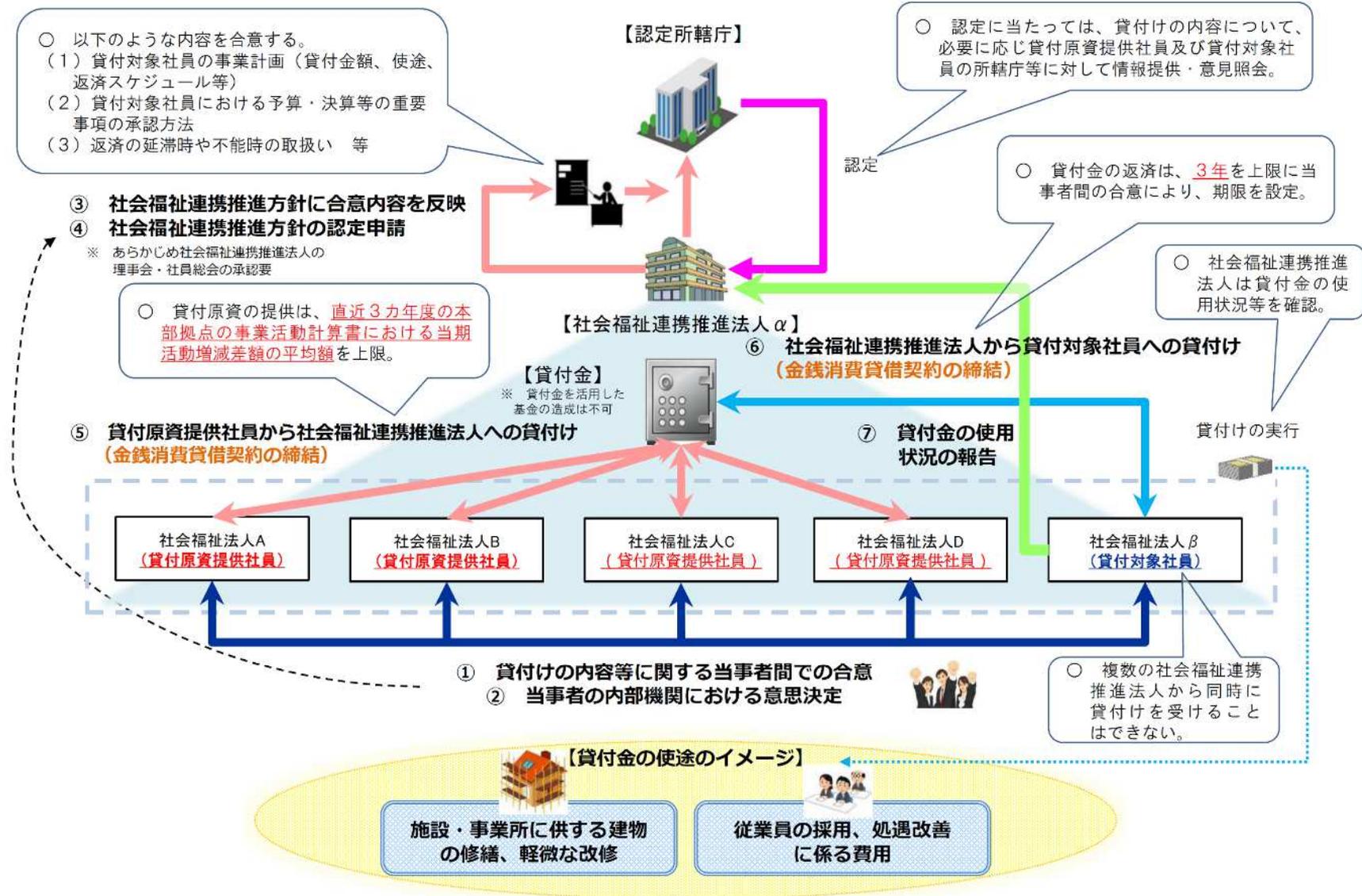


③ 経営支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」は、
- ・ **社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施**
 - ・ **賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施**
 - ・ **社員の財務状況の分析・助言**
 - ・ **社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援**
 - ・ **社員の特定事務に関する事務処理の代行**
- 等の業務が該当する。



④ 貸付業務のイメージ

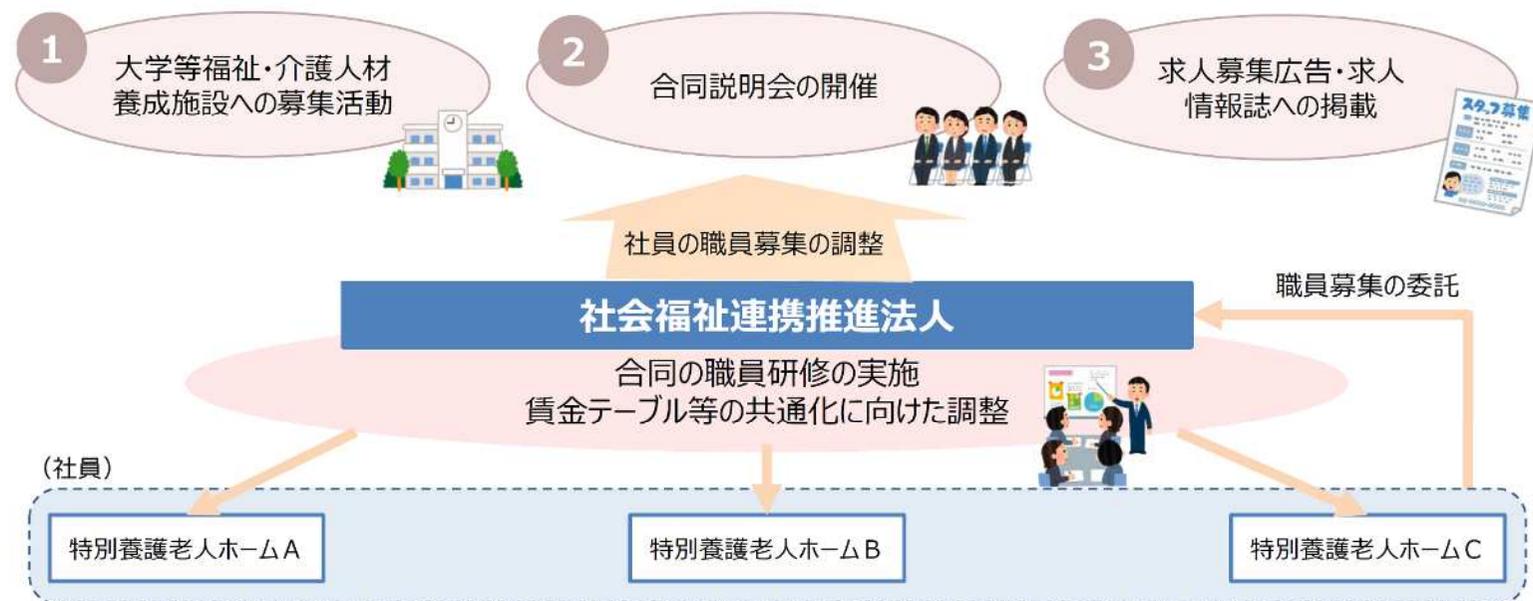


⑤ 人材確保等業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修」は、

- ・ 社員合同での採用募集
 - ・ 出向等社員間の人事交流の調整
 - ・ 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整
 - ・ 社員の施設における職場体験、現場実習等の調整
 - ・ 社員合同での研修の実施
 - ・ 社員の施設における外国人材の受け入れ支援
- 等の業務(※)が該当する。

※介護職種に係る技能実習の監理団体については、経営支援業務として行う。



学生等求職者への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

⑥ 物資等供給業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」は、

- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
- ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
- ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達
- ・ 社員の施設で提供される給食の供給

等の業務が該当する。

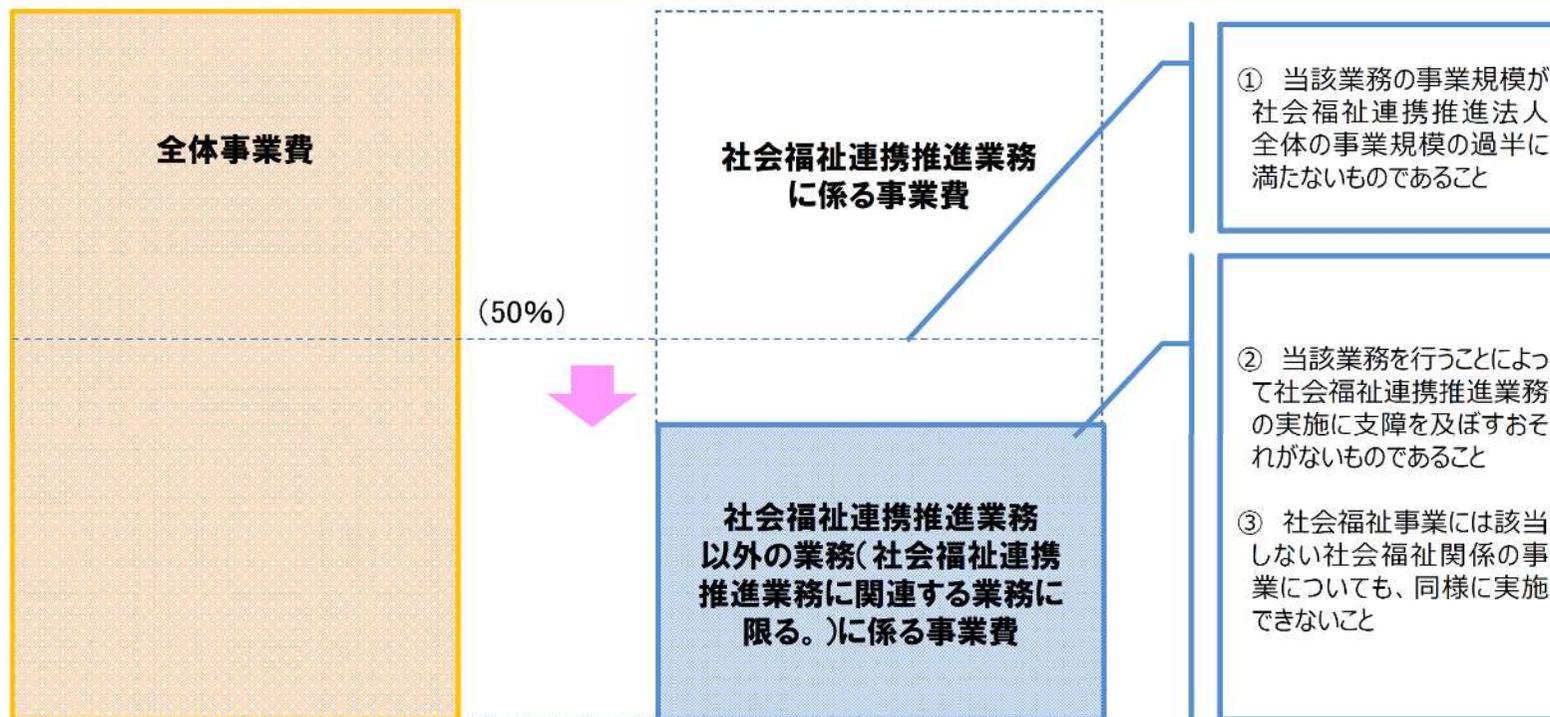


⑦ 社会福祉連携推進業務以外の業務

○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がない範囲において、以下の要件を満たす社会福祉連携推進業務に関連する業務を行うことは可能とする。

- ① 当該業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること
- ② 当該業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ③ 法第132条第4項に基づき、社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業についても、例外的に地域福祉支援業務として行われる場合を除き、実施できないこと

※ 対象者を社員の従業員の家族に限定しているサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一環と整理できるため、人材確保等業務として実施可能である。



3. 社会福祉連携推進法人制度における認定までの流れ

社会福祉連携推進法人の設立に向けた手順フロー

(一般社団法人の設立手続)

設立準備

- ・ 定款の内容や役員体制、役員報酬や会費の在り方、業務内容等について検討。
- ・ 一般社団法人の設立と同時に社会福祉連携推進認定の申請を行う場合は、一般社団法人の設立に係る基準のみならず、社会福祉連携推進認定に係る認定基準を踏まえたものを検討することが必要。

公証人による定款の認証

- ・ 原始定款を策定し、公証人による認証を受けることが必要。
- ・ 原始定款において設立時役員を定めなかったときは、公証人の認証後、遅滞なくこれを定める必要。
- ※ 一般法人法
第十三条 第十条第一項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

設立時役員の調査

- ・ 設立時役員は、選任後遅滞なく、当該一般社団法人の設立手続が法令又は定款に違反していないかを調査。
- ※ 一般法人法
第二十条 設立時理事（設立しようとする一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合にあっては、設立時理事及び設立時監事。次項において同じ。）は、その選任後遅滞なく、一般社団法人の設立の手続が法令又は定款に違反していないことを調査しなければならない。

登記

- ・ 主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記することにより、一般社団法人が成立。
- ※ 一般法人法
第三百一条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に行なければならない。
一 第二十条第一項の規定による調査が終了した日
二 設立時社員が定めた日

設立時社員総会

- ・ 社会福祉連携推進方針や役員報酬規程、会費規程、当該一般社団法人の成立の日における貸借対照表等を承認。社会福祉連携推進評議会の構成員の選任決議。社会福祉連携推進認定があった場合に、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」へ名称を変更する定款変更を行う決議。
- ※ 一般法人法
第二百二十三条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

(社会福祉連携推進法人の認定手続)

社会福祉連携推進認定の申請
(社会福祉法第127条)

- ・ 認定所轄庁に対し、社会福祉連携推進認定を申請。
- ・ 申請に当たっては、申請書に加え、定款、社会福祉連携推進方針その他社会福祉法施行規則に定める添付書類の添付が必要。

社会福祉連携推進認定
(社会福祉法第128条・第129条)

- ・ 認定所轄庁は、認定を通知し、その旨公示。

名称変更登記
(社会福祉法第130条第2項)

- ・ 一般社団法人の名称から社会福祉連携推進法人の名称への変更を登記。
- ・ 法務局への名称変更登記の申請に当たっては、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付。

※ その他、社会保険や労働保険、税務などの観点から、社会保険事務所や労働基準監督署、税務署等への手続が必要となる。

認定所轄庁の考え方

	条件	認定所轄庁
①	主たる事務所が市の区域内にある連携推進法人であつて、その行う事業が当該市の区域を越えないもの	市長
②	主たる事務所が指定都市の区域内にある連携推進法人であつてその行う事業が1の都道府県の区域内において2以上の市町村の区域にわたるもの	指定都市の長
③	連携推進法人の行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであり、社員の主たる事務所が全ての地方厚生局の管轄区域にわたり、かつ社会福祉連携推進業務（法第125条）の全てを行うもの又はそれに類するもの	厚生労働大臣
④	①～③以外のもの	都道府県知事

社会福祉連携推進認定の基準

認定基準（社会福祉法第127条）		具体的内容
第1号	① <u>社会福祉連携推進業務を主たる目的としていること</u>	<ul style="list-style-type: none"> 定款上、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進する旨及び②地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する旨が記載されていること 社会福祉連携推進業務に係る事業費が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半を超えていること
第2号	② <u>社員が社会福祉法人、社会福祉事業を営業者等により構成され、その過半数が社会福祉法人であること</u>	<ul style="list-style-type: none"> 社員は法人であること 社員は2以上であること 社員は、①社会福祉法人、②社会福祉法人以外の社会福祉事業を営業者する法人、③その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業を営業者する法人、④社会福祉事業等従事者を養成する機関を営業者する法人のいずれかであること 地方自治体は社員となることができないこと 社員の過半数が社会福祉法人であること 議決権の過半数が社会福祉法人であること
第3号	③ <u>社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎があること</u>	<ul style="list-style-type: none"> 理事会、社員総会、社会福祉連携推進評議会等必要な組織機関が全て備わっていること 業務運営の実施体制が確保されていること 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度において事業支出に相当する収入が確保される見通しがあること
第4号	④ <u>社員の資格の得喪につき、不当な条件がないこと</u>	<ul style="list-style-type: none"> 定款例を参照し、定款上、社員の資格の得喪のルールが適切に規定されていること
第5号	⑤ <u>定款に必要事項が記載されていること</u> ア 社員の議決権に関する事項 イ 役員に関する事項 ウ 代表理事を1人置く旨 エ 理事会を置く旨及び理事会に関する事項 オ 事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項 カ 社会福祉連携推進評議会を置く旨及び構成員の選任・解任の方法 キ 貸付対象社員が予算の決定又は変更等を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨 ク 資産に関する事項 ケ 会計に関する事項 コ 解散に関する事項 サ 社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨 シ 清算時に残余財産を国等に帰属させる旨 ス 定款の変更に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 定款例を参照し、必要な事項が全て記載されていること ※ 社員の議決権については、1社員1議決権を原則としつつ、①不当に差別的な取扱いではない、②社員が提供する金銭等の価額に応じた取扱いではない、③1の社員に対し、議決権総数の半数を超える配分をしないといった要件を満たす場合は、原則とは異なる取扱いも可能。 ※ 理事の特殊関係者（配偶者、三親等以内の親族のほか、事実婚の関係にある者、使用人等）が3人を超えて含まれず、理事及びその特殊関係者が理事総数の1/3を超えて含まれてはならないこと。 ※ 理事のうち同一法人出身者は、理事総数の1/3（社員が2の場合にあっては1/2）を超えて含まれてはならないこと。 ※ 残余財産の帰属先については、国、地方公共団体、他の社会福祉連携推進法人、社会福祉法人とすること。等

ご清聴ありがとうございました